

サイバーリスク への備えは万全ですか？

～医療関連サービス事業者と個人情報～

令和4年からは改正個人情報保護法が施行され、個人の権利の拡充（個人情報の利用停止・消去等の請求権）、事業者が守るべき責務の追加（個人情報保護委員会と本人への報告義務）、罰金の引き上げなどが盛り込まれました。事業者に対するサイバー攻撃も増加傾向にあり、サイバーリスクは医療関連サービス従事者にとって、十分な対策を行うべき脅威となっています。

なぜ、医療関連サービス事業者における個人情報が注目されるのでしょうか？

～医療関連サービス事業者の特殊性～

情報の蓄積によりリスクが集積する

厚生労働省のガイドラインには、医療機関に対し委託先の監督責任を求めており、医療関連サービス事業者から個人情報が漏えいした場合、病院の管理責任も問われることとなります。

情報の秘匿性が大きい

医療関連サービス事業者が取扱う個人情報は、過去の病歴や生活習慣など、極めてプライバシー度の高いセンシティブな情報にふれる機会があります。

医療関連サービス事業者には
個人情報が集積していて



情報漏えい、または、不当な利用などにより
個人の権利利益が侵害された場合には
他の分野の個人情報に比べて
被害者の苦痛が大きく
権利回復の困難さも大きい

医療関連サービス事業者が接する個人情報の例 入院患者の住所や氏名・既往症・生活習慣・投薬歴・マイナンバー・保険証番号 等

標的は大企業ばかりではない！

中小企業の約32%が

サイバーセキュリティ事故の当事者に！

事例①

- データが暗号化された
- 脅迫メッセージが表示されPCがロックされた

事例②

- 情報が漏えいしている
- 取引先など外部から通達があった

事例③

- ホームページが勝手に書き換えられた
- ホームページの不具合を攻撃された

事例④

- 自社を騙るメールが送られている
- 怪しいメールの添付ファイルを開いてしまった

以下の項目に当てはまる場合は裏面もご確認ください。

- 対策に自信がない場合
- サイバーBCPを強化したい場合

【医療関連サービスマーク認定事業者】 向けのサイバー保険

- ① サイバーセキュリティ事故が発生した際に原因調査や被害者から問い合わせ対応窓口の設置等を支援する「緊急時サポート総合サービス」がセットされます。
- ② 事故原因調査からデータ復旧にいたるまでの一連の対応費用も補償します。
- ③ 従業員の操作ミスにより生じた損失も補償します。
- ④ カバンの置き忘れなどによる情報漏えいも対象です。
- ⑤ 従業員の犯罪行為による事故も補償します。

■ 第三者に対する賠償責任

サイバー攻撃や情報漏えい等に起因して他人に損害を与えた場合の賠償責任・争訟費用等を補償します。

損害賠償金	貴社(被保険者)が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金
争訟費用	貴社(被保険者)が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用
協力費用	損保ジャパンが貴社(被保険者)に代わり解決への対応を行う場合に、貴社(被保険者)が協力のために支出した費用

■ 事故発生時の各種対応費用

サイバー攻撃や情報漏えい等に起因して生じる「事故調査」から「解決/再発防止」までの諸費用を補償します。



事故発生後の対応に
必要となる費用を
包括的にお支払いします。



※上記のフローと保険金の範囲は一例であり、実際にお支払いする保険金は契約の条件や事故の内容によって異なります。

★ご加入いただいた事業者は、**SOMPO サイバーインシデントサポートデスク**がご利用可能です

サイバー BCP 強化にも
お役立ていただけます

【事故が起こった場合】

サイバー攻撃等、事故が起こった場合は、遅滞なく、SOMPO サイバーインシデントサポートデスクまでご連絡ください。

[SOMPO サイバーインシデントサポートデスク]

0120-318-258

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 年中無休・24 時間 365 日

※夜間(17 時以降) および休日の受付事案については、対応およびサービス提供が平日 9 時以降となる場合があります。

医療関連サービスマーク認定事業者向け サイバー保険

保険期間 2024 年 10 月 1 日(午後 4 時) から 1 年間

お見積りシート期限: 2024 年 9 月 2 日(月) 加入依頼書郵送・保険料入金期限: 2024 年 9 月 17 日(火)

まずは資料をご一読ください。
医療関連サービス振興会の
ホームページにてご確認ください。



一般財団法人 医療関連サービス振興会
Japan Health Enterprise Foundation



●お問い合わせ先(取扱代理店)
損保ジャパンパートナーズ 団体職域第四部
〒160-0023
東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 16 階
(電話) 03-6837-8851 / (FAX) 03-5989-0601
(引受保険会社) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課